

気象警報発令時の学校園対応（H30.4.1 から適用）

気象警報	対象区域	時間	学校園の対応
特別警報 暴風警報	岸和田市	①午前7時現在 ②午前7時～始業時間 ③始業時間以降	①②：臨時休業 ③：授業中止（授業の繰上げ等）
大雨警報 洪水警報 波浪警報 高潮警報		午前7時現在	（原則）平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。

平成 30 年 4 月 1 日より、気象警報発令時の学校園対応が変更となりました。

**8 時 30 分までに岸和田市に【暴風警報】【特別警報】が発令されている場合、【臨時休業】**

となりました。 ※以前は『台風に伴う暴風警報・大雨警報』となっていました。

大雨警報・洪水警報・波浪警報・高潮警報の場合は、平常通り授業を行います。